

京都エコノミック・ガーデニング 支援強化事業

＜設備投資型＞ （研究開発型併用版）

平成 2 6 年 度
応 募 要 領



公益財団法人京都産業 2 1

※本応募要領は、京都エコノミック・ガーデニング支援強化事業＜研究開発型＞と併せて＜設備投資型＞を提案する場合の、応募資格等の制度詳細について記載しています。

目 次

I. 設備投資型（研究開発型併用版）の概要	1
(1)概要 (2)支援の特徴 (3)応募資格概要	
(4)対象事業 (5)補助対象期間	
(6)補助率及び補助金額 (7)補助対象経費	
II. 応募資格	4
(1)資格要件 (2)雇用要件	
(3)応募に関するその他留意事項	
III. 応募手続	4
(1)応募 (2)提出書類 (3)添付資料 (4)応募受付期間	
(5)提出・問い合わせ先	
IV. 審査	5
V. 採択	6
(1)審査結果の通知 (2)資金支援の方法 (3)支払い (4)その他	
VI. 各種報告及び評価	6
(1)実績報告書 (2)現地レビュー（進捗ヒアリング）	
(3)設備稼働状況報告書	
■ 提案書様式	8
■ F A Q	15

I. 設備投資型（研究開発型併用版）の概要

（１）概要

設備投資型（研究開発型併用版）は、製品化に向けて本格的な研究開発を行う中小企業に対し、京都エコノミック・ガーデニング支援強化事業＜研究開発型＞（以下、研究開発型という。）で提案いただく事業計画の実施に必要な研究設備・生産設備の整備に必要な経費の一部を補助することで、円滑な事業化を支援し、もって京都経済の次代を担う新産業・新事業の創出により、地域経済の活性化を図ることを目的としています。

補助率	15%以内
補助金額	上限 3,000万円 下限 100万円
補助対象期間	補助金交付決定日から最長平成28年9月30日まで
雇用補助	正規雇用者一人当たり40万円（障害者の場合50万円） ※上限500万円

（２）支援の特徴

申請者の事業スケジュールにあわせ、複数年度にわたる計画的な資金支援を可能とし、長期間に及ぶ大型の設備投資にも対応できます。

（３）応募資格概要

研究開発型の応募要領で定める補助金交付要件を満たす中小企業を対象とします。

（応募は、グループではなく各企業単位となります。）

また、今回の設備投資に伴い新たに府内で1人以上を正規雇用するとともに、補助事業終了時の企業全体の府内正規雇用人数が1名以上増える計画を有することが必要です。

詳細は「Ⅱ. 応募資格」のページを参照してください。

（４）対象事業

- ・研究開発型で提案する事業計画の実施に必要な研究設備・生産設備の整備。
（なお、設備投資は府内で行われる必要があり、導入した設備等は府内の工場・事業所等に設置される必要があります。）
- ・約670万円以上の経費を要する設備投資
- ・今年度中（平成27年3月31日まで）に着手する事業

（５）補助対象期間

補助金交付決定日以降～平成28年9月30日の間で提案者が事業を行う期間

（６）補助率及び補助金額

補助対象期間中の補助率及び補助金総額は下記の通りです。なお、各年度に支払った補助対象経費額に補助率を乗じた額を当該年度の補助金額の上限とします。

また、補助金は予算の範囲内で交付しますので、採択されても申請額全額が交付される

とは限りません。

補助率	補助金総額 下限	補助金総額 上限	雇用補助※
15%以内	100万円	3,000万円	正規雇用者40万円 (障害者の場合50万円) ※上限500万円

※[雇用補助]

下記の要件を満たす場合は、設備投資への補助とは別に、下記の補助金を交付します。

①雇用補助金額

正規雇用者1人当たり40万円（雇用された方が障害者である場合50万円）

※1企業当たりの雇用補助金額の上限は500万円

②雇用補助を受けるための要件

以下の全ての条件を満たす必要があります。

- ・工場・事業所等を設置(増改築を含む)して、新たに府内雇用者を正規雇用すること。既存工場・事業所等への設備導入のみの場合、府内雇用者を新規雇用しても雇用補助はありません。
- ・新規府内雇用者が、補助対象期間終了日において、継続して雇用されていること。
- ・補助対象期間終了日の企業全体の地元雇用者数(府内に住所を有する者であって、常用で雇用されている者)が、補助対象期間開始日の地元雇用者数より増加していること。
- ・補助対象期間における新規府内雇用者の人件費総額が50万円以上であること。
- ・新規府内雇用者が、人材の雇入れに関する国や府等の公的な補助金、助成金等を受け入れていない、又は受ける予定のないこと。

※「新規府内雇用者」とは、京都府内に住所を有する者(補助対象期間中に京都府内に住所を移転する者を含む)であって、補助対象期間中に新たに常用で正規雇用されることになった者(正規雇用者)をいいます。また、「正規雇用者」とは、期間の定めがなく、かつ、社会保険の適用を受ける雇用者で(社会保険の適用事業所の場合)、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号)第2条に規定する短時間労働者に該当しない通常の労働者であるものをいいます。

(7) 補助対象経費

補助対象経費は、研究開発型で提案する事業の実施に直接必要な研究設備・生産設備の整備に必要な経費のうち下記の経費です。

また、設備のリース料・割賦料も対象としますが、土地の購入費は対象外です。

※設備の購入については、一点あたり3万円以上の設備を補助対象とします。

[設備の購入費]

- ・建物（工場、研究所等）及び建物附属設備（電気・給排水・冷暖房設備、間仕切り等）（増改築を含む）
- ・構築物
- ・機械及び装置
- ・什器及び家具
- ・工具器具及び備品
- ・車両及び運搬具
- ・電気機器
- ・ソフトウェア（CAD／CAMや生産管理システム等）
- ・その他の設備

[設備を導入し稼働させるための経費]

- ・土地・建物の賃借料
- ・用地造成
- ・設計・設置費用

[対象経費に含まれないもの(例)]

- ・一点あたり 3 万円未満の設備等
- ・土地の購入費
- ・建物・設備等の解体費・処分費
- ・申請事業に直接関連しない汎用的な建物・設備・事務機器(机、椅子、キャビネット等)・ソフトウェア資産(顧客データベース、総務財務システム等)等
- ・特許権・商標権、電話加入権
- ・設備投資に伴う社内人件費・旅費
- ・労務費、振込手数料、借入に伴う支払利息、公租公課(消費税等)、建物の登記費用・官公署に支払う手数料等
- ・地鎮祭、上棟式、竣工式等の経費
- ・華美なもの(必要以上に高価な什器、美術品等)
- ・飲食・接待費、税務申告・決算書作成等のための税理士等に支払う必要、その他公的資金の使途として社会通念上、不適切と認められる費用

[リース契約・割賦契約]

リース契約及び割賦契約によって設備投資を行う場合の本補助金上の取扱いは下記の通りです。

- ・対象物件の価額を設備投資額とします。
- ・補助対象期間中に支払ったリース料または割賦料の総額を補助対象経費とします。なお、利息等相当分は除きます。
- ・上記の補助対象経費の 15 %以内を補助額とします。
- ・公益財団法人京都産業 21（以下、産業 21 という。）の設備リースの他、民間リース会社等を利用する場合も同様の取扱いとします。

<補助対象経費に関する留意事項>

- ・補助対象期間中に発注・契約、納品、支払をしたものが支援対象となります。

- ・親会社・子会社等への発注や外注を行う場合は、利益等排除の対象とし、原価(当該調達品の製造原価)を補助対象経費とします。
- ・法人税法第42条第1項では、「国又は地方公共団体の補助金又は給付金その他政令で定めるこれらに順ずるもの」で取得又は改良する固定資産を、いわゆる「圧縮記帳」の対象していますが、本補助金は当てはまりません。
- ・提案に当たっては、必要経費について可能な限り精査した額を計上してください。必要額を超えた積算をしている場合は、審査上マイナスとなることがあります。

Ⅱ. 応募資格

(1) 資格要件

原則として、研究開発型の応募要領で定める補助金交付要件を満たす中小企業を対象とします(応募は、グループではなく各企業単位となります。)

また(2)雇用要件を満たす計画を有することが必要です。

(2) 雇用要件

以下の全ての条件を満たす計画を有することが必要です。

- ・補助対象期間中に、府内雇用者を新規雇用すること。
- ・新規府内雇用者が、補助対象期間終了日において、継続して雇用されていること。
- ・補助対象期間終了日の企業全体の地元雇用者数(府内に住所を有する者であって、常用で雇用されている者)が、補助対象期間開始日の地元雇用者数より増加していること。

※「新規府内雇用者」とは、京都府内に住所を有する者(補助対象期間中に京都府内に住所を移転する者を含む)であって、補助対象期間中に新たに常用で正規雇用されることになった者(正規雇用者)をいいます。また、「正規雇用者」とは、期間の定めがなく、かつ、社会保険の適用を受ける雇用者で(社会保険の適用事業所の場合)、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号)第2条に規定する短時間労働者に該当しない通常の労働者であるものをいいます。

(3) 応募に関するその他留意事項

○併給規制

- ・同一事業について、京都産業立地戦略21特別対策事業費補助金(立地補助金)の交付を受けている場合、または受けることが決まっている場合、同一事業所内の設備投資については、立地補助金の受給後5年を経過しない間は対象としません。
- ・同一事業について、その他の国や府等の公的な補助金、助成金等の交付を受けている場合、または受けることが決まっている場合は、問い合わせ先までご相談ください。

Ⅲ. 応募手続

(1) 応募

応募は、研究開発型と併せて行ってください。

提案書様式は、本応募要領によるものを使用してください。また、応募要領、提案書様式

等は、以下のホームページからダウンロードが可能です。

<http://www.ki21.jp/josei/kyodo/h26/kobo.html>

(2) 提出書類

- a) 提案書 2部
- b) CD-R 1枚（提案書の内容がすべて記録されたもの。Word、Excelで保存）
※b) については、研究開発型と併せて1枚での提出も可能です。

(3) 添付資料

提案に当たっては、以下の書類が必要となります。

- ・設備投資の内容を明らかにする図面、パンフレット、見積書等（2部）

(4) 応募受付期間

平成26年9月2日（火）～10月23日（木） 午後5時必着（郵送又は持参）

※郵送等の場合、配達等の都合で締切時刻までに届かない場合がありますので、
締切の期限に余裕をもって送付されるよう御注意ください。
なお、電子メールやFAXによる提出は受け付けません。

(5) 提出・問い合わせ先

本応募に係る提出書類は、郵送又は持込により御提出ください。提出先及び本件に関する問い合わせ先は次のとおりです。問い合わせは、電話、FAX又は電子メールいずれも可です。また、申請に当たっての事前相談を歓迎します。

※提案書は、研究開発型と併せて提出願います。

※受付時間：月～金曜日（祝祭日を除く。） 午前9時～正午、午後1時～午後5時

○公益財団法人 京都産業21 連携推進部

〒600-8813

京都市下京区中堂寺南町134（京都府産業支援センター内）

TEL：075-315-9425 FAX：075-314-4720

電子メール sangaku@ki21.jp

IV. 審 査

研究開発型で提案いただく事業計画と併せて、研究計画との整合性や事業化可能性及び早期実効性等の観点から審査します。

V. 採 択

(1) 審査結果の通知

審査結果については、産業 2 1 から文書で提案者へ通知します。この審査結果に関するお問い合わせには応じられません。

(2) 資金支援の方法

採択された提案者には、補助金交付申請に基づき補助金を交付決定します。

なお、事業採択及び補助金交付決定により必ずしも資金支援の額が確定するものではありませんので注意願います。

(3) 支払い

支払いは精算払いを基本としますが、必要に応じて概算払いを請求することができます。請求額は、採択後に、事業費執行計画表等を元に個別協議の上決定します。

※事業終了後の完了検査に合格する必要があります。

(4) その他

- ・補助金により導入した研究・生産設備等は、補助事業以外の目的には使用できません。補助事業者は、本事業により取得した機械等の財産を産業 2 1 理事長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、または担保等に供することはできません。補助事業者は、補助事業が終了した後であっても、取得価格または効用の増加価格が 50 万円以上の取得財産を処分しようとするときは、産業 2 1 理事長の承認を受けなければなりません。財産処分を行った際、当該取得財産を処分したことによる収入があったときは、その収入の全部または一部を納付しなければなりません。
- ・補助事業者が補助金等の交付に関する規則（昭和 3 5 年京都府規則第 2 3 号）等に違反する行為等をされた場合には、補助金の交付決定の取消し、不正の内容の公表等を行うことがあります。

VI. 各種報告及び評価

(1) 実績報告書

各年度末および補助事業終了後に、実績報告書を提出していただきます。

(2) 現地レビュー（進捗ヒアリング）

設備投資の効率的で効果的な推進に資するため、年 1 回程度、産業 2 1 と京都府関係者等が進捗状況等について聴取・確認を行い、資金支援の継続に関する協議を求めることがあります。その際、事業計画の大幅な変更が認められる場合や計画全体の大幅な遅延等が予測される場合には、支援継続にあたり計画変更を求めたり、資金支援の打ち切り、支援金額の減額がなされることがありますので、ご注意ください。

(3) 設備稼働状況報告書

補助事業者は、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間、毎年「設備等稼働状況報告書」を産業21に提出する必要があります。

その他、本応募要領に記載の無い項目は、研究開発型応募要領を参照ください。

京都エコノミック・ガーデニング
支援強化事業

＜設備投資型＞

（研究開発型併用版）

提案書 様式

京都エコノミック・ガーデニング支援強化事業＜設備投資型＞

（研究開発型併用版）

提出書類チェックシート

提出漏れがないか、再度ご確認ください。ご提出ください。

テーマ名：	
企業名：	
	チ ェ ッ ク 提 出 物
	☐ 提出書類チェックシート（1枚）（本紙）
提出書類 （2部）	☐ 提案書（表紙）（【様式F 1号】 1枚） ☐ 設備投資計画説明書（【様式F 2号】 必要枚数）
	☐ CD-R 提案書（様式F 1～2号）の内容がすべて入力されたもの（1枚） ※研究開発型と併せて1枚での提出も可能です。
添付資料	☐ 設備投資の内容を明らかにする図面、パンフレット、概算見積書等（2部）

■通しページは【様式F 1号】を1ページとし、提案書下中央に打ってください。

■各様式は、枚数を厳守してください。

■CD-Rは、代表企業名、テーマ名がわかるようにしてください。

記載に係る注釈事項（青字）、記載例（赤字）は提出時には削除願います。

【様式F 1号】

平成 年 月 日

提 案 書

公益財団法人京都産業21
理事長 村田 恒夫 様

提案者

企業名：_____
住 所：〒_____
役 職：_____
氏 名：_____

京都エコノミック・ガーデニング支援強化事業＜設備投資型＞（研究開発型併用版）について、下記のとおり提案します。

記

1. テーマ名

「研究開発型のタイトル」に伴う〇〇設備等整備事業
上記記載例に併せて、テーマ名を記載してください。

2. 支援希望総額

千円（様式F 2号（6）ア及びイの合計） ※千円未満切り捨て

平成 年 月 日
提案者名

設備投資計画説明書

1 設備投資事業の内容

(1)設備投資を行う工場・事業所等の名称及び所在地（予定）

(2)着工予定日 平成 年 月 日 ※年度内必須

完了予定日 平成 年 月 日

(3)予定工期（第1期、第2期等）

(4)利用開始予定年月日 平成 年 月 日

(5) 設備投資事業に要する経費の総額 _____ 円 （税抜・千円未満切捨）

(6) 支援希望金額

ア 設備投資事業に関する支援希望金額 _____ 円
※ (5)×15%（税抜・千円未満切捨）

イ 新規府内雇用促進に関する支援希望金額 _____ 円

新規府内雇用予定者数	単 価	人数	金 額	雇用予定時期
正規雇用者（障害者）	1名につき 500 千円	人	千円	年 月頃
正規雇用者（障害者を除く）	1名につき 400 千円	人	千円	年 月頃
合 計		人	千円	—

※雇用補助は、補助事業期間における人件費が 500 千円以上となる新規府内雇用者である正規雇用者が補助対象となります。

2 設備投資計画の詳細

設備投資の具体的内容
① 今回研究開発型で提案する事業計画のなかで、提案企業の役割を記載してください。 (記載例) 今回の●●●作成における事業計画のなかで、△△の研究・分析の役割がある。 ② 上記の役割を踏まえて設備整備の必要性、導入時期、期待される効果等を具体的に記載してください。 (記載例) △△の研究・分析の役割があるため、～を実行するには～の設備が必要である。 導入時期は、～の必要性があることから〇〇年〇月頃に予定している。 導入後は、～が可能となるため、より正確な製品開発 に発展することが可能となる。

※申請書の記入欄が不足する場合は、記入欄を大きくしてください。

3 設備投資事業に要する経費

(単位：千円／税抜)

項 目		内容(概要、型式、仕様等)	26年度	27年度	28年度	計
建物・附属設備	工 場					
	研 究 所					
	事 務 所					
	倉 庫					
	付属設備					
	そ の 他					
構 築 物						
機械及び装置						
什器及び家具						
工具器具及び備品						
車両及び運搬具						
電気及び電子機器						
ソフトウェア						
その他の設備						
土地・建物の賃借料等						
用 地 造 成						
設計・設置費用						
合 計						
年度別補助金 希望額						

※年度ごとに必要経費をご記入ください。なお、補助金総額は3000万円以内となります。

※各項目において、千円未満切り捨てで記載してください。

※添付する各概算見積書との対応がわかるように各項目に内容および見積額を記載してください。

4. 実施スケジュール

実施項目	26年度	27年度	28年度
(例) 設計	H27.2 →		
導入		→	
利用開始		→	

※設備投資事業の主な実施項目(工程)について、実施期間とあわせて記載してください。

※研究開発型で提案する事業計画との整合性に注意願います。

5 事業所及び従業員の状況

(単位：箇所・人)

	平成 26 年度 (H27. 3. 31 現在)	平成 27 年度 (H28. 3. 31 現在)	平成 28 年度 (H29. 3. 31 現在)	平成 29 年度 (H30. 3. 31 現在)
事業所数				
従業員の総数				
府内雇用者				
新規府内雇用者				
正規雇用者 (障害者)				
正規雇用者 (障害者を除く)				

※今回の設備投資計画に係るものについて記載してください。

FAQ

1 補助対象事業について

質 問	回 答
自社製品の使用や自社施工による工事も補助対象となりますか。	自社で工事等を行った場合は対象となりません。部品費用、材料費などの経費のみが対象となります。

2 補助対象経費について

質 問	回 答
賃借料や設備リース代は、対象になりますか。	補助金交付決定日以降に契約したものについて、補助対象期間内に支払った金額を補助対象とします。(賃貸借の場合は保証金等、設備リースの場合は金利・固定資産税相当額・保険料・手数料等を除く)
外貨で支払った場合、証拠書類は何が必要ですか。	領収書類と翻訳、交換レートの確認できる書類が必要です。

3 補助率・補助金額について

質 問	回 答
平成26年度内に事業着手予定ですが、年度内には支払いが全く発生せず、翌年度の支払いとなる予定ですが、構いませんか。	平成26年度末までに事業着手(発注や契約等)がなされていて、それを明らかにする証拠書類(発注書や契約書等)が保存されていれば、交付決定の取り消しにはなりません。
平成26年度中に新規社員を採用しますが、雇用補助金はいつ支払われますか。平成28年9月末に補助事業の終了を予定しています。	補助対象期間終了日(この場合は、平成28年9月末)において、満たすべき要件を確認後、支払うこととなります。
雇用補助の対象要件にある「京都府内に住所を有する者」とは、何を意味しますか。	京都府内に居住されている状態を指します。必要に応じて関係資料で確認します。
平成28年9月末まで補助事業を実施する予定ですが、「年度別補助金希望額」にはどう記載すればよいでしょうか。	年度別の上限は設けていませんので、各年度の補助対象経費に補助率を乗じた金額が「年度別補助金希望額」となります。